平成２３年（フ）第９１８号
福岡市東区唐原５丁目９番26―101号
債務者　園田布志子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春田久美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５７２号
広島市西区楠木町２丁目５番２―402号
コーポみやもと
債務者　神山　政子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　政治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７１３号
広島市西区三篠北町13番18号
債務者　川原　光男
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸田　慶吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３８１０号
大阪府東大阪市瓢箪山町22番９号
債務者　舟積　貴代
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　憲太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９０４号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目29番２―38号
債務者　知念　　健
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　間野　泰治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１６１号
大阪府交野市星田８丁目44番２号
債務者　福家　愛子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　英伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２６３号
大阪市此花区春日出北３丁目13番９号
債務者　藤川　　實
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜田　真樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２９８号
兵庫県西宮市津門西口町１番３―201号　西宮アネックス、前住所川崎市中原区中丸子13番地７　リエトコート武蔵小杉ＥＡＳＴ1510
債務者　藤　　勝行
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝渕　雅男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４７７号
大阪府東大阪市中小阪１丁目17番17号
債務者　辻　　要一
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝井　良光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０２号
神戸市北区鳴子１丁目14番地の192
債務者　西川　昭宏
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種谷有希子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１５４号
福岡市中央区渡辺通２丁目７―35シエル薬院705、住民票上の住所熊本市辛島町４番26号
債務者　杉村　徳恵
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堺　　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月17日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５８４号
福岡市城南区片江１丁目２番２号
債務者　宮﨑　直行
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４３号
福島県西白河郡西郷村大字米字**杶**窪13番地４　ストークホーム５―101
債務者　齋藤　　隆
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
福島地方裁判所白河支部

平成２３年（フ）第５９号
岩手県一関市大東町大原字一ノ通５番地２
債務者　千葉　昭幸
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第１８２号
埼玉県越谷市大字袋山1644番地10
債務者　林　小津江（旧姓飯室）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２８０号
埼玉県春日部市備後東３丁目20番23号レオパレスアーバン102号
債務者　清水　勇樹
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３０１号
埼玉県越谷市南町３丁目17番19号　彩光荘101、旧住所千葉県流山市南流山８丁目７番地の４　第３千代田マンション402
債務者　西村　由依
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係